

後期高齢者医療のお知らせ



後期高齢者医療の通知や、変更点などについてお知らせします。

問 市民課国保年金係
☎ 0263-620772

長野県後期高齢者医療広域連合の黄色の封筒でそれぞれ別でお送りします。



7月上旬
から発送

加入者全員へ

保険証を送付します

8月1日(火)からお使いいただく新しい保険証をお送りします。新しい保険証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。
※現在ご使用中の保険証(桃色)は、令和5年7月31日(月)が有効期限となっています。



8月以降は**オレンジ**の保険証をお使いください。

7月上旬
から発送

対象者へ

限度額適用認定証などを送付します

現在、認定証をお持ちの人で引き続き対象になる人には、8月1日(火)からお使いいただく「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお送りします。認定証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。



7月上旬発送

保険料の決定通知書を被保険者ごとにお送りします

後期高齢者医療の保険料は、原則として4月～6年2月の年金から天引き(特別徴収)で納付していただきます。また、年金からの天引きができないなどの理由により、口座振替や納付書(普通徴収)で納める人は、7月～6年3月の9回に分けて納付していただきます。なお、年度内に納付方法が切り替わる場合があります。

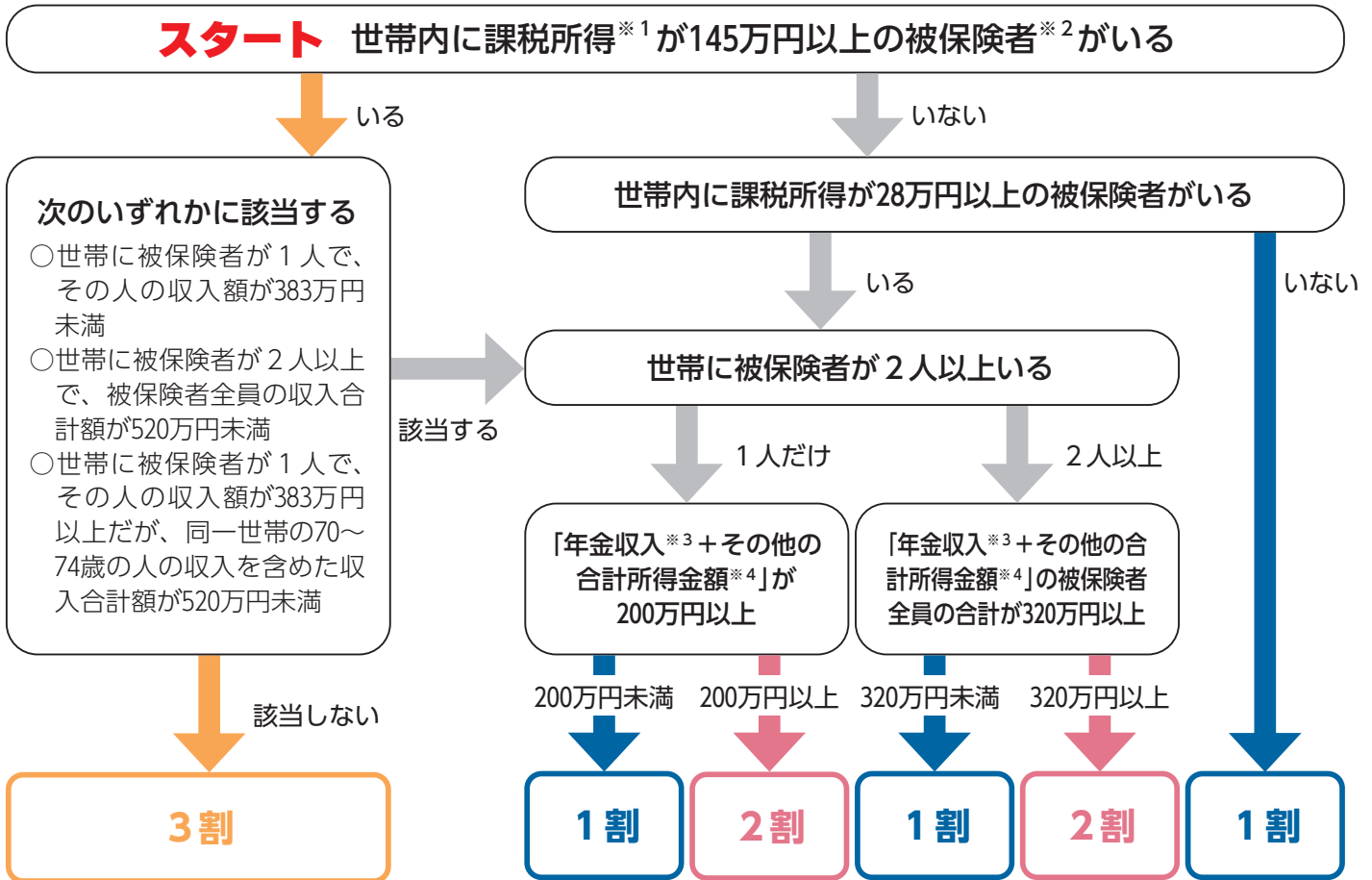
年金からの天引き(特別徴収)と口座振替や納付書(普通徴収)の両方で納めていただく人は、納付方法が二つに分かれるため**通知書が2通**届きます。年間の保険料は、普通徴収の通知に記載されていますのでご確認ください。



保険料の決定通知書は、市の**緑色**の封筒でお送りします。

窓口負担割合判定 フローチャート

4年中の所得などを基に、世帯単位で窓口負担割合を判定します。ご自身の窓口負担割合の参考にしてください。



- ※1 「課税所得」とは、市・県民税納税通知書の「課税標準」の額（4年中の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引いた後の金額）です。
- ※2 「後期高齢者医療の被保険者」とは、75歳以上の人（65～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合から認定を受けた人を含む）
- ※3 「年金収入」には、遺族年金や障害年金を含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

後期高齢者医療保険料の計算方法と変更点

$$\text{保険料 限度額66万円} = \text{均等割額 40,907円} + \text{所得割額 (前年の総所得金額等 - 基礎控除43万円) × 所得割率8.43\%}$$

令和5年度の変更点 均等割額の軽減基準が緩和されました

世帯内の被保険者および世帯主の所得合計が、表の基準額以下になると均等割額が軽減されます。
※7割軽減の基準額は変更ありません。

軽減割合	令和4年度	令和5年度
5割軽減	43万円 + (28万5,000円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (53万5,000円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)